

次に、議席8番、木村信一君。

〔8番 木村信一君登壇〕

○8番（木村信一君） 皆さん、こんにちは。また、傍聴者の皆さんには、大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。ただいま稲葉大先輩の忠告がございました。私も気をつけて質問したいと思います。

議席番号8番の木村信一でございます。議長のお許しを得ましたので、通告しました事項について質問させていただきます。

今回は、私のほか9人もの同僚議員が壇上に立ち、安心して生活できる、住みよいまちづくりのため、町民の代弁者として、行政一般について質問するわけですが、なるべく、内容がダブらないようにと、またなおかつ、私のところに入ってくる多くの町民の声として、二つの事項について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、地域医療事業についての中で、茨城西南医療センター病院運営費補助金についてと病院の医療体制に対する住民の意見についてを質問させていただきます。この病院は、昭和21年3月に組合病院として内科、外科を開設、2年後の昭和23年8月に茨城県厚生連に移管し、猿島協同病院として設立したそうであります。その後、多くの診療科目を開設し、平成6年6月に現在の茨城西南医療センターに名称を変更し、その後何回かの増改築を重ねて、平成12年4月に救命救急センターを開設し、平成16年6月には茨城西南医療センター病院附属八千代診療所を開設し、現在では22の診療科目を持ち、職員数もことしの4月1日現在で医師が53名、看護師206名、その他幾つもの課の職員を合わせて総勢536名という、この近辺では第三次救急医療体制を備えた総合病院として有名な病院であります。平成17年度の患者数を見ましても、外来が約28万7,000人です。そのうち境町では25%に当たる約7万2,000人、入院患者を見ましても、全体で約10万6,000人、そのうち境町では19%に当たる約2万人の入院患者だそうです。もちろん、県西地域の市町村ではトップであります。

そこで、近隣の市町村からは、住民の方がお世話になるということだと思います。また、そのほかにもいろいろな内容で補助金が出ていることと思います。当境町でも均等割で10%、患者数割が90%、金額にしますと、昨年が1,533万円です。もちろんことしも同じような金額になることと思います。

今年度は医療費改定の年です。国が出した大綱では、一つ目は安心、信頼の医療の確保と予防の重視、二つ目に医療費適正化の総合的な推進、三つ目は超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現という基本的な考え方のもと、診療報酬が総枠で3.16%削減されております。これは患者と医療機関の負担が大幅にふえるということです。したがって、私は補助金をなくせと言っているわけではありません。前回の定例会でも、これは9月の決算報告です。決算特別委員会です。指摘をしたわけでありまして、町としても、この財政難の中、1,533万もの補助金を出しているわけでありまして、町民の生の声をぶつけてほしいと町長に頼んだわけでありまして。

「悪事千里を走る」ということわざがあります。よいことはなかなか知れ渡らず、悪い行いはたちまちのうちに知れ渡るものです。もちろん、これだけの大きな総合病院でありますから、よい話もたくさん耳にしております。「私は西南病院で命を拾った」と。また、小さいお子さんを持

つお母さんからは、「うちの子は夜中に救急車で運ばれて、西南病院に行ったので助かった」などとよい話も今までたくさん聞いております。もちろん、私の家族も全員西南病院でお世話になっております。しかし、ことしに入って、特にことしに入ってから、悪い話ばかりが私の耳に入ってきます。「現在若干患者数も減っているようだ」という話も聞いております。私もこれだけのすばらしい施設の病院が地元にあるわけでありますから、悪い話は本当に聞きたくありません。そのようなことから、病院側もぜひ町民の声を聞き、一刻も早く信頼回復に努めていただきたく、あえて質問事項に入れたわけであります。よろしく答弁のほどをお願いしたいと思います。

次に、町営住宅の現況についてお聞きしたいと思います。現在境町には、浅間住宅、山神町住宅、大歩団地、西泉田団地、長井戸団地、桜ヶ丘住宅、コミュニティあさひが丘の計7カ所の町営住宅があるかと思えます。この住宅は、町が国の補助を受けて、主に高齢者の支援、子育ての支援、低所得者の支援などを目的として建設された住宅であります。もちろん、町も町営住宅管理条例に基づき適正な管理がなされていることと思えます。現在7カ所ある住宅はすべて満室だそうです。165世帯の方が入居され、さらに85世帯の方が入居予定者ということで順番を待っている状態であると聞いております。

このような現状の中で、やはり9月の決算特別委員会で決算書を見ると、町営住宅使用料の中で収入未済額イコール家賃滞納です。2,213万円もの未済額となっております。決算委員会でも指摘されたことではありますが、再度なぜこのような大きな額になってしまったのか。また、家賃滞納者や収入超過者に対し、町営住宅管理条例がある中で、今まで町としてどのような対応してきたのか、また今後はどのような対応をしていくつもりでいるのかお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。簡潔な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（齊藤政一君） ここで暫時休憩します。2時40分から再開します。

---

○議長（齊藤政一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 木村議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

2番目の町営住宅の件につきましては、総務部長より詳しく説明をさせたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

まず、西南医療センターの運営の問題でありますけれども、一次医療から三次医療まですべてやっているという病院としては、茨城県下でも多分有数の病院の一つではないかと思っております。少なくとも県西地区では今一番の病院という評価を受けているようであります。そういう中で、補助金の問題等を含めて、サービスの問題があるわけですが、一応ここへ詳しく書いたものがありますので、読ませていただきます。

茨城西南医療センター病院は、茨城県の厚生農業協同組合連合会を設立母体といたしまして、昭和21年3月に開設した公的医療機関であります。昭和63年に病院機能の高度化と充実を目指した増改築工事を実施するに当たりまして、経営負担の増大が予想されたため、近隣9市町、当時

ですと境町、猿島町、三和町、総和町、岩井市、八千代町、古河市、五霞町、結城市に運営費補助の要請がありまして、結城市を除く8市町が補助金を出すことに当時なりました。さらに、平成12年4月には、県内で4番目の救急救命センターを開設して、24時間体制での救急医療を中心に、またことしの3月には周産期救急医療、これは赤ちゃんが生まれる人の医療です。周産期救急医療についても、地域周産期母子センターの指定を受けまして、ハイリスク妊娠や低出生体重児の安全と安心の確保のために、救急医療体制の強化を図っているところであります。

ご存じのとおり、救急医療は、一刻の猶予もなく、的確な診断と最善の治療を行わなければなりません。そのためには高度な技術と知識を持った専任のスタッフと最新の設備が必要であります。救急医療は、労力負担・経費負担が多大であり、毎年不採算部門とのことでございます。しかし、住民の生活を考えた場合、救急医療体制の維持、整備は必要不可欠であるという観点から、救急医療の安定的運営のために運営費を毎年補助をしてきたところでございます。この運営費の補助につきましては、8市町で組織されております「茨城西南医療センター病院整備促進協議会」において3年ごとに見直しをしております。ちなみに地元ということで、私がお会長の就任をさせていただいております。要求総額、これは2年前になりますけれども、5,000万円要求がございました。それを減額要請をいたしまして、総額4,000万円、これを8市町でいわゆる補助をすることに決定をさせていただきました。その内訳でございますけれども、外来患者数、さらに入院患者数、救急患者数、これを割り出しまして、境町の平成18年、19年、20年度分ということで、過去3年度より年額で418万2,000円減額をさせていただきまして、1,115万3,000円を補助することに決定をしたところでございます。

診察や薬が出るまでの待ち時間が長いとか、あるいは医師・看護師の対応が悪いとのご指摘、そういうご指摘を前回いただきました。これにつきましては、私も高橋院長ともお話をさせていただきました。また、事務局も高橋さんという方なのですけれども、そちらともお話しさせていただきました。議会の決算委員会でこういうお話が出ましたということをお話ししてあります。それに対しまして、病院側では、「でき得る限り調べて改善をしたいと。さらには、ご意見があったらどんどん言っていただきたい」と、こういうご返事をお二方からいただいているところでございます。

それらに基づきまして、去る11月に開催されましたところの事務担当部長、さらには課長会議におきまして、境町からの意見といたしまして要望しましたところ、同じような院長からは「病院組織の内部でできることは今後も努力していきたいと。また、今後新たに投書箱を設置しているので、詳細な苦情とか、意見とかも病院の中で投書できるようなシステムになっておりますので、それらの意見も聞いてきちんと対応していきたい」と、このような回答をいただいております。これからも住民の声は大切に、しっかりと高橋院長や事務長にも伝えていく、そういう考え方でおりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、今、産婦人科、この近辺ですと、境、坂東市を含めても本格的にやっているのは、西南医療センターだけあります。さらに、小児科、専門の小児科、入院患者まで受け入れるのも県西地区でもこの近辺ですと、友愛さんと、たしか下妻の湖南病院ですか、ここたしか最近小児科の医師がいなくなったというふうなことも聞いております。日赤も小児科の医師がいなくな

りまして、受け入れができなくなっているという、そういう中で西南医療センターさんには、小児科、産婦人科を含め、地域医療には大きく貢献をさせていただいているものと、このように思っております。皆様のご要望、ご意見等はどんどん町からもお伝えして、少しでもサービスの向上に努めていただきますよう今後ともお願いをしまいたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） 次に、総務部長。

〔総務部長 渡辺利夫君登壇〕

○総務部長（渡辺利夫君） それでは、「町営住宅使用料の滞納について」、お答えをさせていただきます。

平成17年度の決算におきまして、現年度分、過年度分合わせましての収入未済額、先ほど木村議員さんが申されたとおりでございます。内訳でございますが、滞納1年以上が21世帯、1年未満が11世帯となっております。なぜこのようにふえたかというようなことでございますが、町営住宅の場合は、低収入ですか、それから住宅の困窮者というようなことが基本でございます、入居者の収入の減と、さらには本人の使用料に対する考え方のかなと、そのように考えております。

滞納者への対応でございますけれども、督促の通知及び定期的な訪問集金や、さらには連帯保証人に対しまして納付指導依頼等を行ってきております。今後さらに、長期滞納者や改善の見られない滞納者に対しましては、納付指導の強化をさらに行ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、もう一件の歳入超過者の関係でございますが、入居3年以上経過し、前年の認定収入が月額当たり20万円を超える収入超過者につきましては、境町営住宅管理条例第30条でございますけれども、「町営住宅を明け渡すよう努めなければならない」と規定がされております。この規定に基づきまして通知をいたします。そして、使用料については、収入基準の超過分を加算して徴収をしているところでございます。平成17年度の収入申告において収入超過者と認定した方は、19世帯で、その中で退去された世帯が4世帯となっております。これからも条例に基づきまして、指導してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

8番、木村信一君。

○8番（木村信一君） それでは、再質問させていただきます。

今、西南医療の件につきましては、先ほども申し上げたとおり、9月の決算委員会で町長にお願いしたと。即町長の方も病院の方に対応していただいたということで、本当にありがとうございます。そこで、一つ私のところに入っているいろいろな事例の中で、ぜひ皆さんに聞いてもらいたい。頼むよというようなことで、私頼まれてきたことがございます。これ皆さんにちょっとお時間をいただいて、お話ししたいと思います。

それは、私の知り合いの奥さんでございます。ことしの7月におなかに違和感を感じ、レントゲンを撮ったそうです。そうしたところ、双胆管に石がたまっていると。この石は即内視鏡でとれるから入院期間1週間ぐらいで何とかかなりますよという話で即入院したそうです。いざ内視鏡

でやってみたら、結果的にはその石が移動してとれなかったというその内視鏡の手術後の説明だったそうです。その後つけ加えてまたレントゲンを撮りましたら、胆のうにも石があると。胆のうと双胆管に石がたまっていると。それでは一緒にまた内視鏡でやるよりは、手術をやってしまった方がいいと。胆のうもとって、一緒にやれば完全に石はとれるのだと、そういう説明だったそうです。「それじゃ先生、お任せします」というようなことで、大きな手術をやりました。手術時間が4時間半から5時間かかったそうです。その後、医者の説明は「完全にとれましたから、お盆前には必ず退院できますよ」というような話だったそうです。その後、家族も「ああ、お盆前に帰れるんじゃよかった」というようなことで、毎日のようにその旦那さんは病院に行っていたわけでございます。お盆前の8月の11日、何か行ってみたら様子がおかしいと、「おまえ、どうしたんだ」というように聞いたそうです。そうしたら退院前の検査で検査をしたら、やっぱり石がとり切れなかったというような話だったそうです。それはおかしいのではないかと、旦那さんは即医者に説明を求めたそうです。そうしたら、その説明では、「私はこういう手術を100回以上経験しているわけだけど、このようなケースは初めてだ」というようなことだったそうです。それにつけ加えて、そのときもとれなかったそうです。とれなかったというのは、内視鏡がやっている最中に壊れたそうです。医者の説明は、「内視鏡が壊れて、その内視鏡を直す技師がお盆休みで休みになっちゃうから、お盆後にしてください」と、そういう話なのです。それにはその当事者の奥さんも、家族は本当に「何だよ、そういう話はあるのか」。私もそれを聞いたときびっくりしました。農機具屋さんだって、お盆、正月も関係なしに動いているのですよ。それを医者が正直言ってお盆休みで、それは命には差し支えない病状かもしれません。しかし、そのような話を家族にする、当事者にする。私はもってのほかだと思いました。

しかし、病院をかえることなく、その内視鏡が完全に修理をすればとれるというようなことで、あきらめと言うより、もう少し我慢しようとか家族みんなでお互に励まし合ったそうです。内視鏡の故障が直り、8月の後半です。やはり内視鏡によって石をとりにかかったそうです。そのときの医者の説明は、「成功だった」ということでございます。それではよかったということで、その後1週間以内に退院をしました。ところが、退院して3日目のことです。やはりまた腹がおかしいと、もう当事者、50後半の奥さんでございますが、西南ではもう診てもらいたくないというような話、ノイローゼぎみになったような話も聞いています。旦那さんからも「うちのおっかあ、ちょっとノイローゼぎみになっちゃって、これで車運転でもできるようになるのかなと、いや、本当に困ったよ」という話を私聞いております。その後やはり西南では正直言って信用できないと、それでは娘が東京の方に就職をしておりますので、その関係で東京の医者に診ていただくということで、東京の方へ1回検査に行ったそうです。そうしたら石は全然とれていなく、いっぱい残っています。そういう話です。その後やはり夜中、その胆のうによって物すごい痛みができた。夜中1時ごろだそうです。その病院におやじが連れて行って、それでは入院して、ではとってしましましょうと。その後次の日だそうです。それは行ったのは日曜日です。次の日に2時間ぐらいの内視鏡における手術でそれをとれたそうです。今は本当に幸いにしてスッキリしたよということで、家庭菜園の野菜なんかも畑にまで出られるような状況に回復しました。

私もこういう話を聞いた以上は、やはりこれは議会でぶつけるのはどういふものかと思うよう

なことでありましたけれども、やはり補助金がいっぱい出ている以上、関係、何とか当事者も医者に裁判でも起こそうかなというような話も考えたそうです。しかし、やはり患者とは弱い立場で、それ以上のことはやらなかったそうです。これは一つこれは事例として、私のところには、もうほかにもいろいろ入っています。しかし、この場では控えさせていただきます。

こういう状態でありましたので、私も強くこのことをこの間の特別委員会並びに今回の一般質問でも取り入れたわけでございます。そこのところ皆さんにご理解いただきたいと思います。

また、先ほど毎年補助金の額が17年度は1,533万ですか、これは出ていたと。また、今の町長の答弁の中で、18, 19, 20は1,140万と、これはちょっと削減されたようなことかと思えます。それでまた、院長さんなんかによりますと、先ほどの話で、どんどんいろいろな不満、いろいろな意見をぶつけてもらいたいという院長並びに事務長の返事ですということでもありますので、私も帰ってその方にもしてできるなら来年から投書箱を設置するというような答弁がございましたが、そういうことがありますので、ぜひ当病院にぶつけてみてはというようなことで私もお話をさせていただきたいと思います。この件に関しましては、町長にも今後病院の院長さん、事務長さんいろいろな面でお会いする機会があるかと思えます。よく今まで以上にその内容をちょっとひど過ぎるよというようなことで、信頼回復に努めてもらいたいというようなことで、ぜひお願いしたいと思います。

それと、町営住宅の件でございます。先ほど1年以上の滞納者が21世帯というようなことを聞いております。私もこの件に関しては、いろいろ「町営住宅に入りたいんだけど、何とかならないかな」というような話も何人かにされております。そのたびにやはり「どうなっていますか」と担当課に聞いているわけですが、順番待ちでこういう状態であるというようなことで、私もそれを素直に町民の方に、「やはり順番待ちでありますので、どうぞもう少し待ってください」というような形で言っていることもございます。しかし、この町営住宅管理条例を私いろいろ見させていただきました。この中で、第42条に、これは不正を行った、いろいろ滞納等のこの滞納者のこととかに当たっての対応について出ています。42条は、「町長は入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し当該町営住宅の明け渡しを請求することができる」と書いてあります。この中には、家賃を3カ月以上滞納した人と、これが大きく挙げられているわけでございます。先ほど1年以上が21世帯ということになりましたが、その中で3年以上の滞納者は何人ぐらいいるのですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

また、もう一つ、連帯保証人に対して納付滞納整理で連帯保証人の方にもいろいろ納付していただきたいといういろいろ呼びかけはしているかと思えます。その連帯保証人に、「それでは私保証人ですから、ではだれだれさんのを払いますよ」というようなこれ例は今まであったのですか。そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほど言った3カ月以上滞納者だめだと、こういうことは条例で決まっただめだと言ったにもかかわらず、いる人もいます。そういう人に対して強制的にこれ、あくまでも条例かと思えますけれども、やはり先ほど言ったように、85世帯の人が早く入りたいと、母子家庭、父子家庭、これはいっぱいいるかと思えます。そういう方がぜひ入りたいと、順番を待っているような状況でありますので、この3年以上は条例でこれも出させていただきたいということになってお

りますので、これはやはりそのところは町としてもけじめをつけていただいて、そうすればやはり今までこの二千百何万ですか、この滞納金にはならないのではないかと私考えるところがあります。そのところをどのような町としても先ほど言ったように、低所得者や高齢者の方に出ていけというようなちょっとむごい、無理な話かもしれません。しかし、やっぱり待っている人が85人もいるわけですから、やはり条例に従って、ある程度の強い指導、これはぜひしていただきたいと思います。

以上、ちょっと再質問、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

まず、西南医療関係で、町長。

○町長（野村康雄君） 西南医療センターの件につきましては、今後話あるごとに十分お伝えをしてみたいと思っております。

それと、今の滞納者の明け渡しの要求で、これ文書では出せるのですけれども、強制退去というのはなかなか町でやるということは難しいのが現況でございます。でも、滞納者に対しては、もう明け渡してくださいという願いはできるのですけれども、なかなかそれ以上のところ、どういう方法でやったらいいのかということになりますと、大変町としても困っている事態であります。保証人になる方は、私は保証人のところへちゃんと請求しなさいと、あるいはまた預金等のある方は差し押さえることができるのかどうか調査をいたしまして、それらを踏まえて今後適正な対応をしてみたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

数字につきましては、財務課長の方からお伝えをさせていただきます。

○議長（齊藤政一君） 次に、財務課長。

○財務課長（野口久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

3年以上の長期滞納者の人数でありますけれども、現在のところ9名という形になっております。また、連帯保証人からの滞納家賃の支払い等については、昨年も含めまして連帯保証人呼び出しをする中で指導依頼を行った中で、支払いを一部いただいている部分もございます。また、強制退去につきましては、先ほど町長の方からご答弁ありましたように、なかなか町として強制退去を実施するというのは難しい面はありますけれども、県等の状況等含めまして、そういう状況、対応状況等研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

木村信一君。

○8番（木村信一君） 西南医療の方に関しましては、やはり強く町長の方からも町の声として伝えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

また、町営住宅の方、これは3年以上滞納している方が9名いると、これは私本当正直言って今驚きました。この中には10年も15年も入っている方がいるのかなというような想像つきます。これは入ってしまえばこっちのものだというような本当に、これはやっぱりその滞納者のいろいろな理由があるかと思えます。しかし、だけれども、これは文書だけでやる。そこへ行って、出てくれと言うのは確かにこれは難しいことかもしれませんよ。しかし、何回も言うように、やは

り入りたいということで、どこの泉田，大歩にしても，泉田が何人，大歩が何人，これは必ず言いますよ。そういう方が本当にこれ心待ちというふうになっている中で，これは本当に難しいのはわかります，正直言って。難しいのはわかります。しかし，やはり待っている方の気持ちも本当に踏まえて，強制退去は本当に難しいかと思いますが，それなりの強い姿勢で臨んで，またその人には必ず連帯保証人という方がいるわけですから，その人のかわりの保証人でございますので，その方からやはり徴収並びにできるような形をとっていただかないと，やっぱりこの財政難の中で，2,000万先の町営住宅で滞納なんていうのは本当にこれもってのほかというような感じもしますよ，正直言って。かなりの低所得者だ，高齢者だ，子育て支援のための優遇されているところの低賃金で入っているわけでございますので，そこらを強く呼びかけていただきたいと思います。

ちなみに一番長い方で何年ぐらい入っている方がいますか，ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（野口久男君） 一番長い方で8年から9年の間です。ということで2人の方です。

以上です。

○議長（齊藤政一君） これで木村信一君の一般質問を終わります。